

県南広域振興局長告示第20号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により認定した総合的設計による建築物に係る一団地の区域及び縦覧場所は、次のとおりである。

平成21年2月13日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1 対象区域 遠野市新穀町8番5、8番6及び35番5の一部並びに35番5地先認定外道路、材木町28番26の一部及び182番3
- 2 縦覧場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター